

○現行の「老人保健制度」と新しい「後期高齢者医療制度」との違い

	老人保健制度	後期高齢者医療制度（平成20年4月より）
1. 運営主体	市町村	都道府県単位で全市区町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」
2. 対象者	島根県内にお住まいの75歳以上の方全員（寝たきり等で一定の障害の状態にあると広域連合で認定した65歳以上の方も含まれます。）	
3. 対象となる日	75歳の誕生日翌月から加入（65歳以上で一定の障害の状態にある方は、広域連合で障害認定を行なった日から加入。）	75歳の誕生日当日から加入（65歳以上で一定の障害の状態にある方は、広域連合で障害認定を行なった日から加入。）
4. 保険証	現在加入している医療保険証と老人医療受給者証の両方を医療機関等に提示	広域連合が1人に1枚交付する「後期高齢者医療被保険者証」のみを医療機関等に提示 ※新しい保険証は20年3月に発送の予定。
5. 病院等での窓口負担	1割負担（現役並み所得者は3割負担）	
6. 75歳以上の方が加入する医療保険	国民健康保険や健康保険組合等の社会保険	後期高齢者医療制度での新医療保険
7. 保険料	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健での保険料は発生せず、各医療保険制度の保険料を負担する。 社会保険等の被扶養者の方は保険料はかからない。 <p>・全体の医療費の1割を保険料として、加入者全員が負担する。</p> <p>・社会保険等の被扶養者であった方も保険料を負担する。ただし、加入後2年間は保険料を軽減する経過措置を設ける。</p> <p>・納付方法は、基本的に年金からの引き取り【=特別徴収】となる。（年額18万円以上の年金受給者が特別徴収の対象）</p> <p>・賦課限度額を設ける。（年間50万円） ※保険料に関する詳細については、11月頃に決定する予定。</p>	<p>が年々増大しています。世代間の負担の不公平が拡大し、このままでは、「国民皆保険」を基盤とする現在の日本の医療制度が維持できなくなる恐れがあります。</p> <p>このため、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、保険財政基盤の</p>
8. 各種申請・届出窓口	市町村	
9. その他	<ul style="list-style-type: none"> 現行の老人保健制度で行なっている医療サービスについては、後期高齢者医療制度でも同様に行なう。（例：高額医療費、入院時食事療養費、葬祭費等） 新たに「高額医療・高額介護合算制度」が設けられる。（1年間の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額な場合の負担軽減策として） 所得の少ない方に対する保険料の軽減措置や、一部負担金の減額措置が設けられる。 現在、老人保健制度で受けている各種認定事項については、後期高齢者医療制度に引き継がれる予定。（例：一部負担金減額認定、特定疾病認定、65歳以上の障害認定等） 	<p>安定と財政運営の責任の明確化を図ることを目的に、昨年6月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が公布され、</p> <p>都道府県単位で全ての市区町村が加入する広域連合を運営</p> <p>「後期高齢者医療制度」が平成20年4月1日から創設されること</p> <p>となりました。</p> <p>「後期高齢者医療制度」は、現在、老人保健法に基づいた「老人保健制度」で各種医療サービスを受けておられる75歳以上の方（寝たきり等の一定の障害がある65歳以上の方を含む）を対象とする、独立した新しい医療保険制度です。</p> <p>これまで老人保健制度で行なっていいた医療サービスは、平成20年4月からは「後期高齢者医療制度」に引き継がれることになります。</p> <p>なお、対象となる方については、後期高齢者医療制度に移行するのに伴い、現在加入される方においては、後期高齢者医療制度で行なっている国民健康保険や社会保険等の医療保険から離脱することとなります。</p> <p>新規に加入（移行）することによります。</p>

75歳以上の方の新しい高齢者医療制度

市民生活課

☎ 0854-40-1031

近年、高齢世代人口の急増に伴い、老人医療に係る医療費が大幅に増え続けており、これを支える若年世代の負担

◎人権擁護委員	法務大臣感謝状
山根幹男さん（木次町）	
宇都宮敏章さん（木次町）	
瑞宝单光章（大東町）	
板持康忠さん（木次町）	
消防功勞により	
教育功勞により	
◎叙勲受章	
瑞宝双光章（大東町）	

おめでとうございます



るべく古紙回収（リサイクル）にまわし、ゴミの減量化にご協力を願いします。
持ち出し日には、公民館の鍵を開けていただいております。

吉田町、掛合町の古紙回収は今までどおりです。

雲南市からのお知らせ



【古紙回収の注意事項】

- ①品目ごとに紐でくくる
- ②1絡みは10kg以内
- ③持ち出しは当日のみ
- ④持ち出し場所は、施設内の決められた集積場所

人権擁護委員の紹介
雲南市人権センター ☎ 0854-42-1767 委員の退任に伴い、次の方 が国から新たに人権擁護委員として委嘱されました。

不法投棄合同パトロール
環境対策課 ☎ 0854-40-1033 10月10日、掛合町多根・松笠において不法投棄監視合同パトロールが実施されました。同地域ではこれまで不法投棄

持出し日				持出し場所
古紙回収	大東町	11月18日	大東町体育文化センター、春殖公民館、駅前公民館、幡屋リサイクルボックス、佐世公民館、西阿用集会所下倉庫前、阿用公民館、下久野リサイクルボックス、久野公民館、海潮公民館、須賀リサイクルボックス、塩田公民館	
	加茂町	11月4日	自治会单位	
	木次町	11月18日	雲南市役所職員駐車場、斐伊体育馆東側ゲートボール場隣駐車場、西日登公民館、温泉公民館、日登公民館	
	三刀屋町	11月11日	三刀屋総合センター別館1階（公用車庫）、一宮公民館、飯石公民館、鍋山公民館、中野公民館、根里振興会館	

古着回収			
古着回収	大東町・加茂町	11月18日	9:00～14:00
	木次町・三刀屋町	11月25日	木次公民館前駐車場

【注意事項】			
・透明な袋（ビニール袋など）に入れる ・ハンガーは取り外す ・1袋は10kg以内 ・持ち出しは当日のみ	10kg以内		

【持ち込めない物】			
作業着、下着、靴下、帽子、おしゃめ、寝具、座布団	10kg以内		

また、年1回の古着回収事業を次のとおり行います。ゴミを減らし、限りある資源を大切にしましょう。

広告枠

広告枠